

## 宮崎県地域公共交通計画の策定について

令和 4 年 9 月 2 日  
宮崎県総合交通課

## 1 経緯

令和 2 年 11 月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）の改正により、全ての地方公共団体において「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通計画（以下、「計画」という。）の策定が努力義務化され、本県でも宮崎県地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）を今回立ち上げ、計画策定に着手する。

## 【地域公共交通計画へ記載すべき内容】

- 計画の区域・目標（地域旅客運送サービスの利用者数、収支、国及び地方公共団体の負担額）
- 目標を達成するために行う事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価に関する事項
- 計画期間（原則 5 年）

## 2 宮崎県地域公共交通計画の基本的考え方

## (1) 計画の策定区域・策定対象とする交通モード

策定区域は県全域とし、当面は、複数の市町村をまたいで運行される広域的なバス路線である地域間幹線バスを中心とした計画とする。

なお、鉄道を含め、その他の交通モードについては、必要に応じ、計画を改定することで対応する。

## (2) 計画の目標及びそれを達成するために行う事業

計画策定にあたり、地域間幹線バスの利用状況を整理し、将来的な利用者数や収支等の見込みをシミュレーションした上で、利用者数や行政負担に係る目標を設定するとともに、目標達成に向け望ましい路線のあり方や利便性の向上、利用促進に係る取組を検討する。

なお、利用者数等のシミュレーション及び路線の最適化、利便性の向上、利用促進に係る取組の検討にあたり専門業者へ委託を行う。（詳細は、資料 3 で説明。）

## (3) 計画の達成状況の評価

計画策定後の令和 7 年度以降、毎年、協議会において計画の達成状況の評価。

## (4) 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。

## 3 策定に向けたスケジュール

令和 4 年 9 月 2 日 第 1 回協議会の開催（本日）

（以降、専門業者へ業務委託を行い、その成果品等に基づき事務局（県）にて計画案を策定）

令和 5 年 6 月下旬 第 2 回協議会の開催（計画案について協議）

（以降、委員から出された意見等を元に必要な修正を行い、状況に応じて適宜、協議会を開催）

令和 5 年 12 月 協議会の開催（計画完成）